

消費税インボイス制度相談会

相談無料

～令和3年10月1日より、適格請求書発行事業者の登録申請がはじまりました～

令和5年10月1日に消費税適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、登録事業者のみが適格請求書を発行できる仕組みとなります。

消費税の仕入税額控除を受けるためには原則としてインボイスが必要となるため、取引先からインボイスの発行を求められることが想定されます。

須坂商工会議所では消費税インボイス制度に関するご相談に対応するため、税理士による税務相談会を実施いたします。



1 日時	11月18日(木)、12月14日(火) いずれも 全体説明会 13時～14時(予約制) 個別相談会 14時～16時(予約制・1社30分)
2 場所	須坂商工会議所
3 相談料	無料 TEL、FAXまたはメールにてお申込みください
4 対象	須坂市内で事業を営む経営者の皆様
5 相談員	北村会計事務所 税理士 北村 真一氏

企業名	参加者名
電話	メール
全体説明会	参加（ 月 日） ・ 不参加
個別相談会	
希望日・時間に○をつけてください（先着順）	
11 / 18 ・ 12 / 14	
14時～14時半・14時半～15時・15時～15時半・15時半～16時	

＜お問い合わせ＞須坂商工会議所・中小企業相談所 TEL214-2140 FAX245-5096
メール：sakazume@suzaka.or.jp